



マレーシア:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート (2020年4月13日時点)

執筆者: 山中 政人、眞榮城 大介、Wan May Leong

※ 本書は、2020年4月13日時点の情報に基づいて執筆しております。

1. 活動制限令の2020年4月28日までの延長

マレーシア政府は、活動制限令を2020年4月28日までさらに延長することを発表しました。

マレーシア全国において、活動制限令は、2020年3月18日から以下のとおり実施されており、今回が3度目の措置になります。

- (1) 2020年3月18日から31日までの2週間(第1回)
- (2) 2020年4月1日から14日までの2週間(第2回)
- (3) 2020年4月15日から28日までの2週間(第3回)

マレーシア政府は、段階的に事業を再開する事業者を増やすこと、またこれらの追加業種の操業の再開に伴い遵守されるべき衛生基準を設けると述べています。

これまで既に活動制限令の期間中に事業の運営が認められてきた「必要不可欠なサービス」(essential services)については、「マレーシア: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート(2020年4月9日正午時点)」(https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia_200410_2.html(日本語))

及びhttps://www.jurists.co.jp/en/newsletters/asia_200413.html(英語))をご参照ください。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 操業が許可される業種の追加

国際貿易産業省(MITI)は、今回の第 3 回の措置では、COVID-19 禍及びその後の国の経済を保護するために、当局からの承認及びその付される条件に従うことを前提として、以下の産業について操業することを追加で認めると発表しました。

- (1) 自動車(完成車(CBU)ユニット、機器及び部品の輸出並びにアフターサービス(修理及び保守等)に限る。)(Automotive (limited to exports of complete-build up (CBU) units, equipment and components, and after-sales service (such as repair and maintenance))
- (2) 機械器具工業 (Machinery and equipment industry)
- (3) 航空宇宙業界 (Aerospace industry)
- (4) 以下に該当する建設プロジェクト及び建設関連サービス (Construction projects and construction-related services)
 - ・ 元請が G1-G2 コントラクターのプロジェクト (projects where the main contractors are G1-G2 contractors)
 - ・ 最低 90%の物理的修了を達成したと認定されたプロジェクト (projects which has been certified to have achieved a minimum 90% physical completion)
 - ・ トンネル工事 (tunnelling works)
 - ・ メンテナンス工事 (maintenance works)
 - ・ スローピング工事 (sloping works)
 - ・ 契約上の義務の結果生じる緊急の工事 (emergency works that are consequent to contractual obligations)
 - ・ 蚊等の繁殖を防止するための工事現場における停滞水域のメンテナンス、清掃及び乾燥、農薬の散布 (maintenance, cleaning and drying of stagnant waters, spraying of pesticides at construction sites which prevent the breeding of Aedes mosquitoes and other pests)
 - ・ 未完成のまま放置すると危害を生ずるおそれのあるその他の作業 (other works that may result in danger if it is left incomplete)
 - ・ IBS の得点が 70 点以上の建設プロジェクト (building projects with IBS score of 70 and above)
 - ・ 労働者収容施設の建設 (construction of accommodation facilities for workers, such as centralised quarters for workers or workers' camps)
 - ・ 建築士、技術者、タウンプランナー、土地調査士、測量士、工事管理者、設備管理者を含む建設業に係る専門的サービス (professional services related to the construction industry including architects, engineers, town planners, land surveyors, quantity surveyors, project managers, facility managers and others)
- (5) 研究開発を含む科学的、専門的及び技術的サービス(法律サービス、石油及びガスに付随するサービス、COVID-19 に関連する研究開発活動及び運営が認められている分野の試験研究機関に限る。)(Science, professional and technical services, including R&D (limited to legal services, services incidental to oil and gas, R&D activities related to COVID-19, and testing labs for the sectors allowed to operate))
- (6) 登録されている伝統的な医療サービスを含む社会保健サービス(登録されている Traditional and Complementary Medicine 又は TCM 開業医に限る。)(Social health services including registered traditional healthcare services (limited to registered Traditional and Complementary Medicine or TCM practitioners))
- (7) 卸売業、小売業を営むハード売場、電気・電子機器販売業 (Hardware stores, electrical and electronic appliances stores which are in the wholesale and retail industry)

- (8) 洗濯サービス(フルサービスのみ。セルフサービスは不可) (Laundry services (full service only and self service is not allowed))

活動制限令期間中に操業が認められる業種については、保健省(MOH)等の当局が随時発行する衛生基準、条件、命令、ガイドラインを厳守する必要があります。遵守しない場合は、直ちに運転許可が取り消され、法的な制裁を受ける可能性があります。当該条件には、会社は、COVID-19 が陽性であると診断された従業員の治療費を負担すること、職場の清掃・消毒を行うこと、感染経路追跡のための保健省(MOH)への協力を行うことが含まれます。

また、上記業種に該当する会社は、国際貿易産業省(MITI)の承認を受けなければ、操業することは認められません。この行動制限令中の操業許可の申請は、COVID-19 Intelligent Management System (CIMS) 2.0 というシステムを通じてオンラインで提出することができるものとされています。当該申請では、過去 3 年間に見込まれる利益の金額、従業員数や行動制限期間中に業務に従事する従業員のリスト等の情報を記載することが必要になります。当該申請を行う際には、国際貿易産業省(MITI)のウェブサイト <https://www.miti.gov.my/> をご覧ください。

また、国際貿易産業省(MITI)が出している操業許可に関する Q&A もご参照ください。

(https://www.miti.gov.my/miti/resources/FAQ_MITI_BIL_3.pdf(英語のみ))。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp



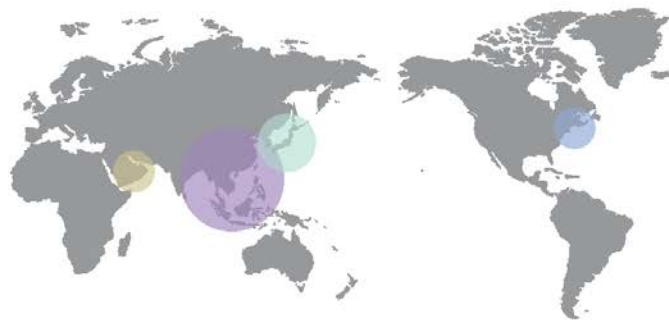
まへしろ だいきげ
眞榮城 大介

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 シンガポール事務所
d.maeshiro@jurists.co.jp



ワンメイ・リョン
Wan May Leong

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー シンガポール事務所
wan.may.leong@jurists.jp



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。